

尾張旭市公共施設における 受動喫煙防止対策ガイドライン

令和 7 年 3 月改定
尾張旭市

目 次

I はじめに	
1 策定の背景	1
2 禁煙・分煙方針の運用状況	4
II 策定の目的	
1 策定の目的	7
2 定義	7
3 対象施設等	8
4 実施者	8
III 基本方針等	
1 めざすべき姿	9
2 基本方針	9
3 実現のための具体策	9
IV 受動喫煙防止対策の推進	
1 推進方策	11
2 推進のための体系図	11
3 対象施設別の対策内容	12
4 内容の見直し	13
V その他資料	
策定の経緯	14

本市では、平成31（2019）年2月に「公共施設における受動喫煙防止対策ガイドライン」を策定しましたが、ガイドラインの策定から5年が経過し、加熱式たばこの使用者の割合も増え、新たな公共施設も設置される等の環境の変化も見られました。

このような状況を踏まえ、改めて市の公共施設等の受動喫煙対策状況の調査、国の動向や社会状況等を考慮し、この度ガイドラインの一部見直しを行いました。

大きな社会変化や法改正等も見られないこと、また、公共施設では加熱式たばこも含め、敷地内禁煙等の受動喫煙対策が徹底されていることなどから前回のガイドラインを踏襲しつつ、引き続き、受動喫煙対策を推進してまいります。

1 策定の背景

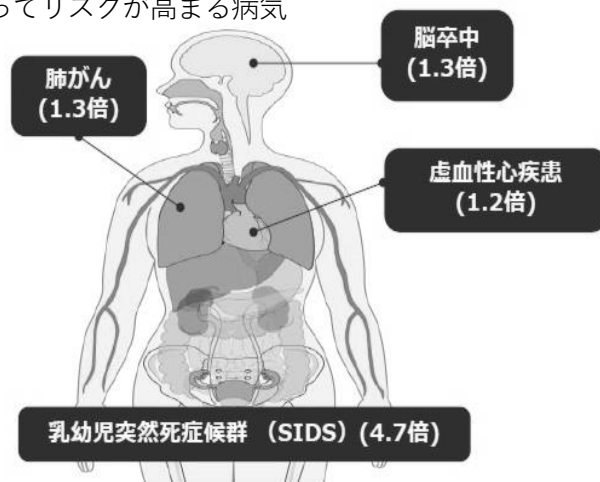
(1) 受動喫煙による健康への影響

たばこは、喫煙する本人だけではなく、周りの人の健康にも影響を及ぼすことから、たばこの煙にさらされることがないように、受動喫煙防止対策を確実に講じる必要があります。

受動喫煙によってリスクが高まる病気には、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）があり、受動喫煙を受けなければ、年間15,000人がこれらの疾患で死亡せずに済んだと推計されています。

また近年では、喫煙後しばらくの間、髪や衣服、呼気から出る有害物質が、周囲に受動喫煙の影響を及ぼす三次喫煙（サードHANDSモーク）についても、問題視されています。

ア 受動喫煙によってリスクが高まる病気



※（ ）内は、受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ、病気になるリスクの倍数

（出典：喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書）

イ 受動喫煙による年間死亡数推計値

	男性	女性
肺がん	627人	1,857人
虚血性心疾患	1,571人	2,888人
脳卒中	2,325人	5,689人
小計	4,523人	10,434人
乳幼児突然死症候群（SIDS）	73人	
合計	15,030人	

（出典：たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究）

ウ 世界の受動喫煙規制の状況（WHOの調査）

公衆の集まる場（医療施設、大学以外の学校、大学、行政機関、事業所、飲食店、バー、公共交通機関）の全てに屋内禁煙の義務を課した法律を制定している国は、74か国に上っていますが、我が国では、屋内全面禁煙が法律で規制できている施設は5施設（医療施設、学校、大学、行政機

関、公共交通機関）にとどまり、WHOの評価では2024年3月時点で4段階評価の下から2番目となっています。

(2) 本市の取組の状況

ア 「健康あさひ21計画」に基づく取組

本市の健康づくりのさらなる発展をめざすため、平成27（2015）年に策定した「第2次健康あさひ21計画」では、重要事項の一つとして「たばこ・COPD¹」を位置づけ、令和7（2025）年に策定した「第3次健康あさひ21計画」においても、受動喫煙を含めて子ども等にたばこの害を与えない環境づくりを進めることとしています。

これにより、行政として引き続き「子どもへの禁煙教育の推進と保護者への啓発や情報提供」と「禁煙を希望する人への支援」、「公共施設における禁煙の推進」の3点に取り組みます。

【参考】第3次健康あさひ21計画（令和7（2025）年3月） 「たばこ・COPD」

◎重点目標

- ・子どもにたばこによる健康への影響について伝えます！
- ・たばこをやめたい喫煙者へ禁煙支援を行います！
- ・喫煙のルールを周知し、受動喫煙を減らします！

◎指標項目（抜粋）

指標項目	現状値(R5)	目標値 (R18)
未成年者の喫煙をなくす		
中学生男子の喫煙率	0.0%	0.0%
中学生女子の喫煙率	0.0%	0.0%
17歳男子の喫煙率	0.0%	0.0%
17歳女子の喫煙率	0.0%	0.0%
妊娠中の喫煙をなくす		
妊婦の喫煙率	0.9%	0.0%
喫煙者の減少		
20歳以上男性の喫煙率	19.9%	15.0%以下
20歳以上女性の喫煙率	5.9%	1.0%以下
子育て家庭において同居家族に喫煙者がいる家庭の減少		
乳児	32.4%	20.0%以下
幼児	20.2%	20.0%以下

◎行政の主な取組（抜粋）

学校等を通じて禁煙教育の推進、禁煙外来治療者の助成を通じて禁煙希望者への支援、公共施設における禁煙の推進

◎計画期間

令和7（2025）年度から令和18（2036）年度までの12年間（令和12（2030）年度に中間評価・見直し）

イ 「尾張旭市における禁煙・分煙の方針、取組について」に基づく取組

¹ COPD：慢性閉塞性肺疾患。別名「たばこ病」と呼ばれ、原因の90%以上が「喫煙」と言われている。

公共施設における禁煙・分煙の考え方や対応方法を統一するため、平成26（2014）年に「尾張旭市における禁煙・分煙の方針、取組について（以下「禁煙・分煙方針」といいます。）」を策定し、受動喫煙の防止対策や禁煙支援、マナー・モラルの向上策等に取り組んできました。

【参考】尾張旭市における禁煙・分煙の方針、取組について（平成26（2014）年2月）

◎方針

- ・分煙の徹底を図りながら公共施設敷地内の禁煙区域を拡大し、全面禁煙を目指します
- ・禁煙希望者を中心に禁煙のサポートを行い、市全体の喫煙者を減らします
- ・マナー広告の設置等を行うことで吸う人の喫煙マナー・モラル向上を図ります

◎受動喫煙防止対策（抜粋）

基準	施設等の種別	主な施設
全面禁煙	①子ども関連の施設、区域	施設：公立保育園、児童館、小中学校、図書館、地区公民館（児童館併設・学校隣接施設） 区域：ちびっ子広場 など
	②健康推進の施設	保健福祉センター、体育施設
	③屋外喫煙場所設置が困難な施設	ふれあい会館、老人いこいの家 など
全面禁煙推進	④上記以外の施設	市役所、市民会館、スカイワードあさひ、東部市民センター、新池交流館・ふらっと、渋川福祉センター、中央公民館、文化会館 など
受動喫煙防止のための配慮が必要	⑤区域	都市公園 など
適用除外施設		地域が管理運営している施設（地域集会所） 宿泊施設（尾張あさひ苑） 行政財産目的外使用を許可している飲食店の部分

◎禁煙支援施策（抜粋）

禁煙相談窓口の設置、禁煙外来の紹介、禁煙セミナーの開催、禁煙外来治療費の一部助成

◎その他

- ・民間企業（ＪＴ（日本たばこ産業株式会社）、ファイザー株式会社）との連携協力
- ・毎月22日の「禁煙の日」に、公共施設内の灰皿を撤去

◎開始時期

平成26（2014）年5月31日（平成30（2018）年度に見直し）

(3) 健康増進法の一部改正

望まない受動喫煙の防止を図るため、平成30（2018）年7月に健康増進法が一部改正され、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等が定められました。

【参考】健康増進法の一部を改正する法律（平成30（2018）年7月25日公布 厚生労働省）

① 基本的考え方

- 1 「望まない受動喫煙」をなくす
- 2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども・患者等に特に配慮

3 施設の類型・場所ごとに対策を実施

② 国及び地方公共団体の責務等

- 1 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- 2 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- 3 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

③ 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- 1 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- 2 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。）は、1に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。
- 3 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、1の適用除外とする。
- 4 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- 5 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

※原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール

A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関、旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙) ※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる
B 上記以外の多数の者が利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道 飲食店	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)

④ 施行期日

令和2（2020）年4月1日

ただし、②及び③の5については公布の日（平成30（2018）年7月25日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（平成31（2019）年1月24日）

※Aの下線部の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日（令和元（2019）年7月1日施行）

2 禁煙・分煙方針の運用状況

「分煙の徹底を図りながら公共施設敷地内の禁煙区域を拡大し、全面禁煙を目指す」、「禁煙のサポートを行い、市全体の喫煙者を減らす」、「広告の設置等で喫煙マナー向上を図る」を実施した結果を分析すると、次のとおりとなりました。

(1) 喫煙の状況

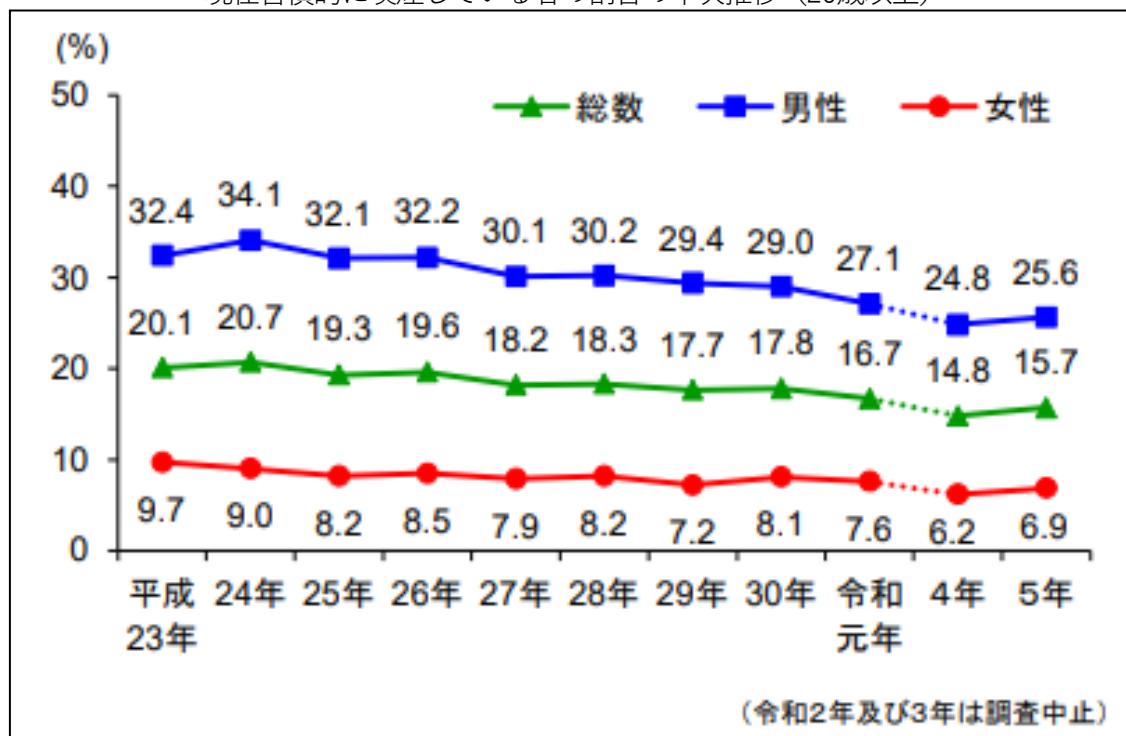
ア 平成30（2018）年9月に厚生労働省が発表した調査結果では、男性の喫煙者率が初めて3割を割り込んでいました。同時期にJ Tが発表した結果でも、喫煙者率が3年連続で過去最低を更新していたことから、喫煙者数は減少傾向にあるといえます。

また、令和5（2023）年11月に実施した厚生労働省国民健康・栄養調査では、習慣的に喫煙している者の割合は、直近10年間で男女ともに有意に減少していました。

イ 平成30（2018）年9月に実施した職員アンケートの結果では、喫煙者の割合は以前と比べてほとんど変化が見られず、「加熱式たばこ」の利用者が増加していました。

また、非喫煙者からは、喫煙所からの煙や臭いに対する批判的な意見が寄せられていました。

現在習慣的に喫煙している者の割合の年次推移（20歳以上）



(出典：令和5年度厚生労働省国民健康栄養調査結果)

(2) 禁煙区域の設定状況

方針に対する理解の定着化に伴い、中央公民館の喫煙場所を廃止したところ、平成30（2018）年度の職員アンケートでは、一部喫煙者から不便を感じるとの声もありましたが、おおむね混乱なく運用できました。また、一部の施設においては、利用者等から喫煙場所の移転要望が寄せられていました。

こうしたことから、平成31（2019）年度ガイドライン策定時に受動喫煙防止対策の推進に向けて取り組み、対策内容が前進した施設が増加しました（p12参照）。

(3) 公共施設の受動喫煙対策の状況

令和6（2024）年度の公共施設所管課のアンケート調査では、敷地内禁煙施設だけではなく、建物内禁煙、禁煙推進の施設においても、半数近くが喫煙者へ理解を促す働きかけをしていました。

また、禁煙に関する表示は半数以上の施設で掲示していましたが、多くの敷地内禁煙施設では受動喫煙する機会がないことから、受動喫煙に関する表示は、掲示していませんでした。

建物内禁煙、禁煙推進の施設においては受動喫煙の可能性があることから、掲示物による啓発が必要であると考えられます。

(4) 禁煙のサポートの状況

健康意識の高まり等によって、本市の禁煙外来治療費助成率はガイドライン策定時の平成31

(2019)年は40件前後で推移していましたが、近年（令和6（2024）年度時点）では10件前後まで減少しています。令和3（2021）年に主に使用される禁煙治療薬が出荷停止となったことが主な減少理由と考えられますが、禁煙や受動喫煙防止対策の推進による情勢の変化から喫煙者自体が減少していることも要因の1つと考えられます。

(5) 喫煙マナーの状況

受動喫煙防止に対する社会的な関心の高まり等によって、灰皿のない場所での喫煙や歩きタバコは一部施設の周辺を除き減少しています。

また、啓発看板の設置や地域清掃の実施等によって、吸殻のポイ捨て件数も減少傾向にあります。

(6) 総括

「禁煙・分煙方針」に基づく一連の取組の結果、喫煙者と非喫煙者の相互理解のもと、公共施設が利用されていると考えられます。

ガイドライン策定時と比較し、社会的に大きな変化はありませんが、引き続き受動喫煙防止対策を推進するにあたり、取り組み内容を随時検討していく必要があると考えられます。

II 策定の目的

1 策定の目的

本ガイドラインは、前述の「策定の背景」等に基づき、本市の公共施設等における受動喫煙防止対策について定めることにより、市民をはじめとする利用者及び公共施設等で勤務する職員の健康の保持増進を図り、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的として策定します。

なお、これまでの「禁煙・分煙方針」の運用状況を踏まえ、これをさらに前進させるため、「公共施設における受動喫煙防止対策ガイドライン」として策定します。

2 定義

(1) たばこ

たばこ事業法（昭和59（1984）年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品（紙巻きたばこ、葉巻など）

なお、本ガイドラインでは、日本呼吸器学会等の見解を参考にして、この「たばこ」の定義には「加熱式たばこ」も含めるものとします。

【参考】加熱式たばこの受動喫煙への影響についての見解

◎非燃焼・加熱式たばこや電子たばこに対する見解（平成29（2017）年10月 日本呼吸器学会）

新型たばこ（電子たばこ（リキッドを加熱してエアロゾル²を発生させるたばこ）及び非燃焼・加熱式たばこ）の受動喫煙による健康リスクについて、科学的証拠を得るにはかなりの時間を要するが、見えにくいエアロゾル中には、通常の大気中濃度を上回る有害物質があるため、健康を脅かす可能性があると考えることが合理的である。

※改定 令和元（2019）年12月

加熱式たばこや電子たばこが産生するエアロゾルや、その使用者の呼気には有害成分が含まれており、喫煙者・使用者だけでなく、他者にも健康被害を起こす可能性が高い。

◎加熱式タバコにおける科学的知見（平成30（2018）年3月 厚生労働省）

加熱式タバコの主流煙に、健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかだが、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた科学的知見では、受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難。このため、今後も研究や調査を継続していくことが必要。

※厚生労働省の専門委員会が平成30（2018）年12月11日に決定した喫煙専用室の基準においても、「加熱式たばこ」は「紙巻たばこ」と同様の取扱いをすることとされています。

² エアロゾル：気体中に浮遊する微小な液体または固体の粒子のこと。

※令和2（2020）年の診療報酬改定において、加熱式たばこ使用者も健康保険による禁煙治療の対象として認められました。加熱式たばこ使用者には紙巻たばこを吸わずに単独で使用している場合であっても、それをゴールとするのではなく最終的には加熱式たばこの使用を中止するよう情報提供や支援を行う必要があります。

(2) 喫煙

人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙を発生させること

(3) 受動喫煙

人が他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされること

(4) 公共施設等管理者

公共施設を所管する課等の長

(5) 敷地内禁煙

公共施設の建物内及び敷地内を含めた全ての場所における喫煙を禁止すること

(6) 建物内禁煙

公共施設の建物内における喫煙を全面的に禁止すること

※ ただし、屋外に喫煙場所が設置される場合においても、施設の出入口付近等から極力離すなど、必要な措置を講ずる。

(7) 第一種施設

健康増進法第28条第5号で規定する施設

※多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る）

(8) 第二種施設

健康増進法第28条第6号で規定する施設

※多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設

3 対象施設等

(1) 第一種施設（学校や児童福祉施設、行政機関の庁舎等）及び第二種施設（スポーツ施設・集会施設等）

(2) (1)以外の市有施設及び市管理施設

(3) 市有及び市管理の屋外空間（道路や駅前広場、公園、墓園、ため池等）

4 実施者

各施設における公共施設等管理者

III 基本方針等

1 めざすべき姿

本ガイドラインでは、前述の「策定の目的」の内容等を踏まえ、公共施設での

望まない受動喫煙をなくす

ことを、本市の公共施設での受動喫煙防止対策における「めざすべき姿」とします。

2 基本方針

次の「基本方針」に基づき、上記の「めざすべき姿」の実現へとつなげます。

受動喫煙による健康被害をなくします	(受動喫煙防止のための禁煙区域等の設定)
喫煙ルールを徹底します	(受動喫煙防止のための啓発の実施)
禁煙を支援します	(受動喫煙防止のための禁煙者数の拡大)
たばこを吸わない人を育てます	(受動喫煙防止のための教育の実施)

3 実現のための具体策

■受動喫煙による健康被害をなくします

▽内容
・受動喫煙による健康被害を、受けない・与えないための取組を行います ・たばこを吸わない人が、受動喫煙にさらされることのないようにします
▽具体策
・第一種施設については、これまでの「禁煙・分煙の方針」に掲げる受動喫煙対策を拡充して「敷地内禁煙」とします。(詳細は「IV受動喫煙防止対策の推進」のとおり) ・利用者が特定される一部の第二種施設及び市管理施設については、「建物内禁煙」としますが、可能な限り「敷地内禁煙」をめざします。 ・子どもをはじめとした不特定多数が利用する市有及び市管理の屋外空間については、受動喫煙だけでなく、火傷や火災等の危険を避けるため、「禁煙を推進」するものとします。
▽留意事項
・「建物内禁煙」を実施する場合には、対象施設の出入口付近等から極力30メートル以上離れた屋外に「喫煙可能区域」を設けることができるものとします。ただし、通路部分には設置しないものとし、それが困難な場合は、当該施設は「敷地内禁煙」とします。 ・「喫煙可能区域」を設置した場合は、たばこを吸わない人が、当区域内へ立ち入ることのないように、ポスター等を掲示するなど必要な措置を講ずることとします。

■喫煙ルールを徹底します

▽内容

- ・歩きたばこや吸殻のポイ捨て防止等、喫煙ルールの徹底を図ります
- ・歩きたばこは、他人への火傷及び火災の危険も懸念されるため、灰皿の設置場所で喫煙することを徹底します
- ・吸殻のポイ捨て防止等について啓発し、まちの美化に努めます

▽具体策

- ・公共施設等にルールアップに係るポスターを掲示します。
- ・広報やホームページに、ルールやモラル向上に関する記事を掲載します。

■禁煙を支援します

▽内容

- ・「禁煙外来治療費助成事業」を継続し、禁煙の意思がある人へのサポートを実施します
- ・喫煙の害を理解し、自らの意思で喫煙を止める人を増やします

▽具体策

- ・禁煙外来治療費助成事業を継続します。
- ・禁煙に関する出前講座を実施します。
- ・禁煙相談窓口や、禁煙治療協力医療機関を紹介します。
- ・禁煙に係るポスターを医療機関等に掲示します。

■たばこを吸わない人を育てます

▽内容

- ・たばこの健康への影響を、学校の授業等で周知し、将来もたばこを吸わない人を育てます
- ・身近な大人の喫煙が、未成年者の喫煙のきっかけとなることを周知するなど、様々な取組を通じて、市全体の喫煙者を減らすよう努めます

▽具体策

- ・未成年者に対する喫煙防止教育を推進します。
- ・たばこの健康影響に関する子ども向けのポスターを掲示します。

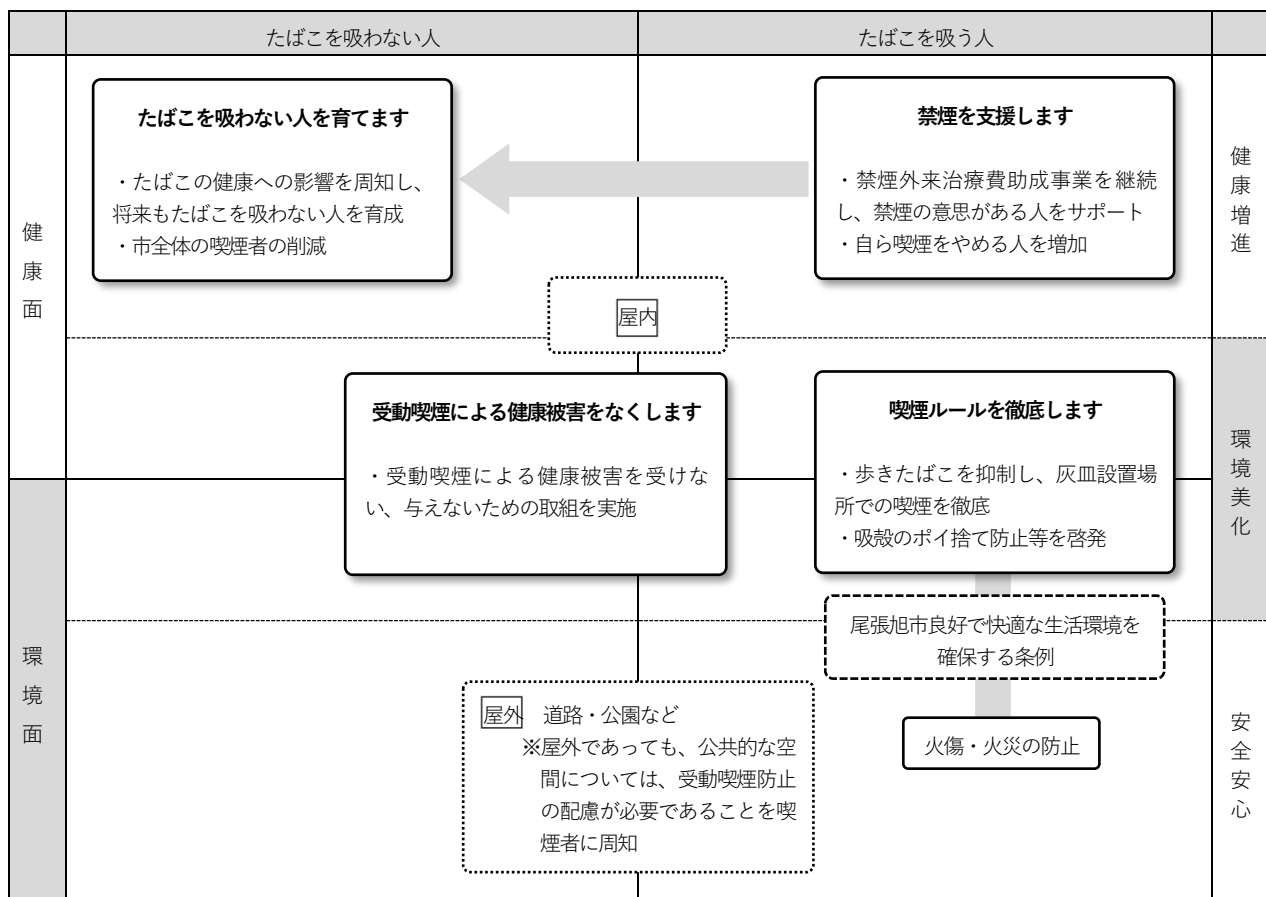
※遺跡や文化財等、景観に配慮が必要な公共施設等についてはポスター掲示がない場合があります。

Ⅳ 受動喫煙防止対策の推進

1 推進方策

- (1) 公共施設等管理者は、このガイドラインに基づき必要な受動喫煙防止対策を講じるとともに、市民や利用者に対し、受動喫煙による健康への影響とその防止の必要性を周知し、理解と協力を求めます。
- (2) 公共施設等の利用者や市職員等は、喫煙や受動喫煙による健康への影響を十分認識し、このガイドラインを遵守します。また、尾張旭市良好で快適な生活環境を確保する条例の規定に基づき、公共の場所等において、たばこの吸い殻を投げ捨て、又は放置をしないものとします。
- (3) 市は、たばこの健康への影響や受動喫煙防止に関する情報を提供するとともに、禁煙サポートを推進するなど、様々な機会を通じて、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を行います。
- (4) 公共施設等管理者は、敷地内外での喫煙状況の確認をし、必要に応じて吸殻清掃等を行います。
- (5) 公共施設等管理者は、受動喫煙防止対策を講じたことにより近隣から苦情を受けたときは、適切な対応を行います。

2 推進のための体系図



3 対象施設別の対策内容

対策内容	対象施設	
敷地内禁煙	第一種施設	
	学校	小学校、中学校
	児童福祉施設	保育所、児童館、児童クラブ、ピンポンパン教室
	行政機関	市役所（議場を除く）、保健福祉センター、環境事業センター、学校給食センター、中央公民館、図書館、浄化センター（西部）
	消防防災施設	消防本部・消防署、地域消防防災施設ほんまる
	集会施設	多世代交流館いきいき
	第二種施設	
	行政機関	市役所（議場）、上水道施設、浄化センター（東部）
	消防防災施設	防災倉庫
	文化・社会教育施設	文化会館、どうだん亭、印場大塚古墳公園、長坂遺跡
	スポーツ・レジャー系施設	総合体育館、体育施設（城山・旭ヶ丘・晴丘）、南グランド、市民プール、旭城
	集会施設	スカイワードあさひ、東部市民センター、渋川福祉センター、新池交流館・ふらっと、公民館（中央公民館を除く）、ふれあい会館、老人いこいの家、城山コミュニティセンター
	その他施設	公園（建築物）、市営バスロータリー待合室、駅前広場（トイレ）、平子町仮設広場、ふれあい農園東屋（城山）、市営住宅（居室外）、リサイクルひろばクルクル
建物内禁煙	第二種施設及び市管理施設の一部	
	尾張あさひ苑（一部を除く）、集会所、山の手交流館いきいき、消防団車庫	
禁煙推進	市有及び市管理の屋外空間	
	平子町北地内市有地施設（平子町仮設広場を除く）、道路、駅前広場（トイレを除く）、ふれあい農園（東屋を除く）、公園（建築物除く）、旭平和墓園、緑地、その他公開空地	
法の適用外	尾張あさひ苑（一部）、市営住宅（居室内）	

※対象施設の区分や内容は、尾張旭市公共施設等総合管理計画を参照

4 内容の見直し

本ガイドラインの確実な実現につなげるため、実施状況等を随時確認するものとし、その結果等を踏まえて、改訂版作成（令和7年3月）から5年後の令和11（2030）年度中に、再度内容を見直すものとします。

なお、喫煙を取り巻く環境の変化や国の施策の動向等によっては、当該時期が到来する前であっても、適宜見直しを検討するものとします。

V その他資料

策定の経緯

時期	内容	
H30.6.7	見直し着手	「禁煙・分煙の方針」の見直し着手
H30.6.27	ワーキンググループ (WG) の設置	人事課、財産経営課、産業課、土木管理課、消防総務課、文化スポーツ課の課長補佐・係長級職員で構成 (事務局：健康課、総合推進室)
H30.7.10	喫煙状況調査の実施	公共施設の喫煙場所の利用状況等を調査
H30.7.25	健康増進法の一部改正	健康増進法の一部を改正する法律が公布
H30.7.27	第1回WG会議	「禁煙・分煙の方針」の見直しに係る情報共有 ・見直しの目的、健康増進法の改正内容 ・喫煙状況調査の結果 ・他自治体の状況
H30.9.18	第2回WG会議	「禁煙・分煙の方針」の見直し内容の検討 ・近隣市町の公共施設等の禁煙状況調査の結果 ・市職員アンケートの実施 ・市民意見の募集
H30.9.18	職員アンケートの実施	再任用職員等を含む全職員に対して、喫煙に関するアンケートを実施
H30.11.13	第3回WG会議	ガイドラインの検討 ・ガイドライン（概要版）の確認 ・市民意見募集（案）の確認 ・職員アンケートの結果 ・ガイドライン運用における問題点等の検討
H30.12.3	市民意見の募集	ガイドライン案に対する市民意見を募集 ・市内公共施設で12月28日まで募集
H30.12.18	第4回WG会議	ガイドラインの検討 ・ガイドライン（素案）の確認 ・屋外分煙施設の技術的留意事項の確認 ・市民意見募集結果の中間報告
H31.1.23	第5回WG会議	ガイドラインの検討 ・ガイドライン（素案）の最終確認 ・周知用ポスター（案）の確認 ・市民意見募集の結果報告
H31.2	ガイドラインの策定	ガイドラインの策定
R1.5.31	ガイドライン運用開始	世界禁煙デーに合わせ運用を開始
R6.11	公共施設所管課アンケートの実施	公共施設を所管する部署へ受動喫煙防止対策に関するアンケートを実施
R7.3	ガイドラインの見直し	ガイドラインの見直し

尾張旭市公共施設における 受動喫煙防止対策ガイドライン

平成31（2019）年2月 健康福祉部健康課・総合推進室
令和 7（2025）年3月 健康福祉部健康課